

所 属	国際地域学研究科 国際観光学専攻 2年 3820170005番
氏 名	高橋 祐次
学 位 の 種 類	修士 (国際観光学)
学 位 論 文 題 目	温泉地の入湯税に関する一考察
論 文 審 査 委 員	主査 和田 尚久 副査 島川 崇

## 論 文 要 旨

This study explores a bathing tax. Municipal governments which have hot springs collect bathing taxes. A bathing tax is an object tax based on ordinances of municipal governments. Each municipal government can determine the rate of the bathing tax although Ministry of Internal Affairs and Communications sets standard tax rate for a bathing tax. The fact is that over 90% of municipal governments apply standard tax rates. This study examines the cause of it by comparing a taxation system in pre-World War II period with post-World War II period when a bathing tax is introduced. Also, this study evaluates a bathing tax used for four different purposes.

Since the number of international travelers to Japan is increasing nowadays, tourist destinations including hot springs seek to secure financial resources required for tourism promotions, and they give attentions to a bathing tax for it. As a bathing tax is used for various purposes, it has been applied not only within a hot spring area but also the whole town.

This study explores a bathing tax in the future. The tax used as a financial resource for tourism promotion measures should be bore not only by travelers staying at accommodations with hot springs in the area, but also by all of the tourists visiting there.

Keywords : Bathing Tax, Excess Taxation, Local Tax Act, Standard Tax Rate, Municipal Locality Tax, Spa, Hot Springs, Tourism Policy

キーワード : 入湯税、超過税率、地方税法、標準税率、市町村税、温泉地、観光振興

### 1. 本研究の背景と目的

「阿寒湖温泉」を擁する北海道釧路市や長湯温泉を主とする「竹田温泉郷」を擁する大分県竹田市が、入湯税から得た財源で観光振興を計っていることがメディアに取り上げられている。この釧路市と竹田市の2市は、他の温泉地とは異なり、温泉地のリーダーや首長が中心となって取り組みを行っており話題になっている。

調査を進めていくと、疲弊した温泉地の立て直しを計るために入湯税を「観光振興」に充当する市町村が多い。また一方では、訪日外国人旅行者の増加による「観光振興」の財源を入湯税に求めている市町村も多く見られた。現行、市町村の入湯税は、4つの用途が定められており、その範囲の中で温泉地に合った使い方がなされている。

本論文においては、まず、入湯税の歴史的な背景を戦前と戦後に分けて整理した。戦後において入湯税の用途が、各々の時代にどのような背景から指定されてきたのか、現代に至るまでの流れを考察している。また、入湯税が時代の流れのなかで、どのような方向に向かっているのか、問題点を探りながら、今後の入湯税のあるべき姿を温泉地における調査を踏まえて検証していく。

表 現行 1990（平成 2）年以降の用途 4 項目

現行の入湯税の用途	
1	環境衛生施設の整備
2	鉱泉源の保護管理施設の整備
3	消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
4	観光振興（観光施設の整備を含む）

（出典）地方税法第 701 条より筆者作成

## 2. 本論文の構成

本論文は、序章から第4章の5つの章によって構成されている。序章では、「はじめに」として「研究の背景」「研究の目的」及び「先行研究」について述べた。第1章では、本研究の導入部として「入湯税」の基本的な部分を述べている。「入湯税」が地方税のなかで、どのような位置づけの税であるのか、また、入湯税の「用途目的」や「徴収方法」等がどのようなものかを具体的に述べている。地方税法は、戦後1950（昭和25）年7月31日に公布されたことを考慮し、入湯税、それに類する雑種税や鉱泉税を「戦前と戦後の流れ」のなかで述べている。さらに、第2章においては、各々の入湯税の用途が加えられた時代ごとにその状況を述べ、4つの用途別に施行された時代背景を検証している。

第3章においては、調査する代表的な温泉地を選定するために、温泉地の形成過程をみた。温泉地の形成過程から、温泉地を「療養型温泉地」「保養型温泉地」「観光型温泉地」「日帰り型温泉地」の4つに分類した。温泉地の入湯税の調査においては、本論文において入湯税徴収の対象外が多くみられる「日帰り型温泉地」を省き、「療養型温泉地」「保養型温泉地」「観光型温泉地」の3つの温泉地を対象とした。その過程で選定された群馬県の「草津温泉」・兵庫県の「有馬温泉」・大分県の「竹田温泉郷」・山形県の「肘折温泉」・北海道の「登別温泉」「阿寒湖温泉」の6温泉地を現地調査やヒアリング・文献等で、入湯税の課題や施策を調査した。各温泉地が持つ立地与件や地方経済の盛衰のなかで、入湯税の用途がどのようなになっているのか、地域の特徴を踏まえながら検証している。

第4章においては、入湯税の導入や増税の動きについて、代表的な市町村と思われる大阪市と別府市を取り上げている。温泉地（温泉集落）を持たない大都市である大阪市が、入湯税を施行した背景やその前年の2017（平成29）年1月1日より施行された大阪府の宿泊税の影響も検証した。大分県別府市の増税については、訪日外国人旅行者の増加と、2013（平成25）年から施行された「改正耐震改修促進法」がどのように結びついたかを検証している。

第5章の第1節においては、第3章と第4章で調査した8つの市町村について、それぞれ簡潔に総括しながら、共通する課題を抜き出してまとめた。第2節は、別府市以外にも増税の動きが出てきており、標準税率まで増税した「松之山温泉」を擁する新潟県十日町市とDMO（DMC）としての組織運営するため、必要な財源確保に増税を行った「層雲峡温泉」を擁する北海道十川郡上川町の事例を述べている。第3節では「今後の展望」として、温泉地の枠を超えた観光地の観光振興の財源として、入湯税が本来の役割を果たせるのかどうかを検証している。また、過去の成功事例である「遊漁税」（環境税）の施行に踏み切った山梨県の富士河口湖町や2019（平成31）年1月7日より徴収される国際観光旅客税（出国税）の動きを見ながら、広範囲にわたる観光振興の財源の徴収のあり方を筆者の視点から述べて問題提起をしている。

## 3. 結論と今後の展望

市町村の温泉地を調査していくと、地方の温泉地では、人口の減少、特に生産人口の減少が顕著に見受けられる。生産人口の減少は、家族経営の温泉旅館の廃業と大型温泉旅館の人手不足に影響が生じてくる。また、大きな温泉地においては、訪日外国人旅行者が増加しており、対応するための環境整備にかかる財源と人材が不足している。

観光振興が広域化することで、元来、温泉地の枠内で使われていた入湯税の税収の使用対象地が、温泉地を越えた市町村に広がりを見せている。このことが、温泉地で入湯税を徴収している特別徴収義務者である温泉旅館・温泉ホテル側と市町村との軋轢を起している。温泉旅館・温泉ホテル以外の施設は、入湯税を徴収するという作業もなく、入湯税によって財源を調達された地域の観光振興の恩恵を受けることができる。地方の観光協会や観光振興団体がDMO（DMC）

という広範囲な組織になり、持続可能で利益が出せる組織にするために、入湯税の増税部分が維持費用となっている市町村もある。しかし、観光振興としての入湯税税収の使途ではあるが、その地域の観光振興には、その地域に入域する観光客が享受するものであると考える。観光客から平均的に負担するシステム作りが、それぞれの立場に対して、円満な地域観光振興には必要になる。

表 2010（平成22）年と2013（平成25）年の入湯税税収

	入湯税税収	市町村税総額の構成比
平成22年(2010年)	223億円	0.1%
平成25年(2013年)	221億円	0.1%

（出典）総務省の「入湯税の概要」から筆者作成

本論文で述べたように、入湯税の今後の展望を考える前に、過去の事例として熱海市の「別荘等所有税」、岐阜県の「乗鞍環境保全税」、福岡県太宰府市の「歴史と文化の環境税」や上述した富士河口湖町の「遊漁税」（環境税）等参考に入湯税を検証した。

訪日外国人旅行者が2017（平成29）年に2,869万人に達した。そして、2018（平成30）年には3,200万人を超えると考えられている。これに対応するための観光振興に係る資金も大規模になり、使途も広範囲になってきている。入湯税という枠を超えて、宿泊税、そして新たな税制への見直しを模索している地方自治体も見受けられる。今まで、入湯税が、使途やあり方について、現在に至るまであまり議論されてこなかった。観光立国にかじを取る日本にとっては、入湯税を含めた地方自治体の自主財源として、入湯税を含めたより地域にあった観光税について、今後考えていきたい。